

e 承認サービス（マンション管理組合）＜総合振込利用版＞

管理会社側サービス利用規定 改定内容

※「改定前」の青字箇所は削除、「改定後」の赤字箇所は変更箇所です。

	改定前	改定後
改定年月	2023 年 4 月制定	2024 年 4 月改定
1. (1)③	③契約者の担当者が管理組合に対して支払の承認を依頼する管理費用の証憑書類にかかる電磁的記録を当行所定の方法によりアップロードした上、契約書の責任者が当該電磁的記録の内容を当行所定の方法により確認および確定することにより、当行所定の方法により当該電磁的記録を当該支払承認依頼に添付する（これにより当該管理組合が当該支払承認依頼に対する承認または否認を行う際に当該電磁的記録を閲覧することができるようにする）機能（以下、「ファイル添付機能」といいます）	③契約者の担当者が管理組合に対して支払の承認を依頼する管理費用の証憑書類にかかる電磁的記録を当行所定の方法によりアップロードした 後 、契約書の責任者が当該電磁的記録の内容を当行所定の方法により確認および 確定した上で 、当行所定の方法により当該電磁的記録を当該支払承認依頼に添付する（これにより当該管理組合が当該支払承認依頼に対する承認または否認を行う際に当該電磁的記録を閲覧することができるようにする）機能（以下、「ファイル添付機能」といいます）
1. (1)④	④契約者の会社管理者または会社管理者（副）が本サービスの利用にかかるログイン ID の新規発行、変更、削除を行う機能（以下、「ユーザー管理機能」といいます）	④契約者の会社管理者または会社管理者（副）が本サービスの利用にかかるログイン ID （ValueDoor 利用規定第 4 条(1)①に定める手続により発行される利用者 ID をいいます。以下同じ） の新規発行、変更、削除を行う機能（以下、「ユーザー管理機能」といいます）
3. (3)①	①ログイン ID （ValueDoor 利用規定第 4 条(1)①に定める手続により発行される利用者 ID をいいます。以下同じ） 、初期パスワード、パスワードその他の本人確認に必要なものは、契約者が自らの責任において厳重に管理するものとし、ログイン ID、初期パスワード、パスワードは第三者には一切開示しないものとします。	①ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認に必要なものは、契約者が自らの責任において厳重に管理するものとし、ログイン ID、初期パスワード、パスワードは第三者には一切開示しないものとします。

e 承認サービス（マンション管理組合）＜総合振込利用版＞

管理会社側サービス利用規定 改定内容

	改定前	改定後
4. (1)④	<p>④総合振込データの取扱</p> <p>当行所定の方法により総合振込データの登録が行われまたは当該総合振込データの内容が確認および確定された場合には、契約者のために正当な権限を有する者が適法かつ有効に当該登録または確認および確定を行ったものとみなされるものとします。なお、担当者および責任者は、自らの責任において総合振込データの内容の真実性、正確性、完全性および最新性は確保するものとし、その内容が真実、正確、完全または最新でなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。また、当行は、総合振込データの内容の真実性、正確性、完全性および最新性等について何ら確認する義務を負わないものとします。</p>	<p>④総合振込データの取扱</p> <p>当行所定の方法により総合振込データの登録が行われまたは当該総合振込データの内容が確認および確定された場合には、契約者のために正当な権限を有する者が適法かつ有効に当該登録または確認および確定を行ったものとみなされるものとします。なお、担当者および責任者は、自らの責任において総合振込データの内容の真実性、正確性、完全性および最新性を確保するものとし、その内容が真実、正確、完全または最新でなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。また、当行は、総合振込データの内容の真実性、正確性、完全性および最新性等について何ら確認する義務を負わないものとします。</p>
4. (1)⑤	<p>⑤契約者による支払等承認機能の利用</p> <p>契約者は、当行所定の方法により、管理組合から、管理組合の代理人として、当行所定の範囲において支払等承認機能（e 承認サービス（マンション管理組合）＜総合振込利用版＞利用規定（以下「管理組合側サービス利用規定」といいます）1.(1)③に定義します）を利用する権限を授与された上、当該権限を行使することができます。</p> <p>契約者は、支払等承認機能の利用時において、管理組合から当該利用のための権限を適法かつ有効に授与されていることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、支払等承認機能</p>	<p>⑤契約者による支払等承認機能の利用</p> <p>契約者は、当行所定の方法により、管理組合から、管理組合の代理人として、当行所定の範囲において支払等承認機能（e 承認サービス（マンション管理組合）＜総合振込利用版＞利用規定（以下「管理組合側サービス利用規定」といいます）1.(1)③に定義します）を利用する権限を授与された上、当該権限を行使することができます。</p> <p>契約者は、支払等承認機能の利用時において、管理組合から当該利用のための権限を適法かつ有効に授与されていることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、支払等承認機能</p>

e 承認サービス（マンション管理組合）＜総合振込利用版＞

管理会社側サービス利用規定 改定内容

	改定前	改定後
	<p>を利用している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。</p> <p>当行は、契約者による支払等承認機能の利用が行われた場合には、管理組合による契約者に対する当該利用のための権限の授与が適法かつ有効になされ、かつ、当該授権に基づく契約者の権限が適法かつ有効に維持され存続しているものとみなすこと（疑義を避けるために付言しますと、承認者（管理組合側サービス利用規定」4.(3)①に定義します）が占有・管理する端末の操作により承認者が支払等承認機能の利用により適法かつ有効に承認を行ったものと取り扱うこと）ができるものとします。</p>	<p>を利用している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。</p> <p>当行は、契約者による支払等承認機能の利用が行われた場合には、管理組合による契約者に対する当該利用のための権限の授与が適法かつ有効になされ、かつ、当該授権に基づく契約者の権限が適法かつ有効に維持され存続しているものとみなすことができるものとします。</p>
4. (3)②	<p>②対象ファイルの添付の方法</p> <p>担当者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において、必要な操作をすることにより対象ファイルをアップロードするものとします。責任者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において、必要な操作をすることにより担当者がアップロードした対象ファイルの内容を確認および確定することにより、対象ファイルを支払承認依頼に添付するものとします。なお、担当者がファイル添付機能の利用により対象ファイルをアップロードまたは責任者が対象ファイルの内容を確認および確定することができるのは、当行所定の期間内に限られるものとします。また、ファイル添</p>	<p>②対象ファイルの添付の方法</p> <p>担当者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において、必要な操作をすることにより対象ファイルをアップロードするものとします。責任者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、担当者がアップロードした対象ファイルの内容を確認および確定した上で、対象ファイルを支払承認依頼に添付するものとします。なお、担当者がファイル添付機能の利用により対象ファイルをアップロードまたは責任者が対象ファイルの内容を確認および確定することができるのは、当行所定の期間内に限られるものとします。また、ファイル添付機</p>

e 承認サービス（マンション管理組合）＜総合振込利用版＞

管理会社側サービス利用規定 改定内容

	改定前	改定後
	付機能により添付された対象ファイルは、当行所定の期間の経過後、特段契約者に通知されることなく削除されるものとします。	能により添付された対象ファイルは、当行所定の期間の経過後、特段契約者に通知されることなく削除されるものとし ます。
11. (1)	(1)本規定に定めのない事項については、手数料決済口座にかかる各種規定、振込規定および ValueDoor 利用規定が準用され、当該各規定により取り扱われるものとします。なお、準用される各規定の定めと本規定の定めとの間において矛盾または抵触が生じる場合には、本規定の定めが優先するものとします。	(1)本規定に定めのない事項については、手数料決済口座にかかる各種規定、振込規定ならびに ValueDoor 利用規定（ValueDoor Web 通帳・Web 帳票サービス利用規定および ValueDoor 本人確認情報登録サービス利用規定を含みます）が準用され、当該各規定により取り扱われるものとし ます。なお、準用される各規定の定めと本規定の定めとの間において矛盾または抵触が生じる場合には、本規定の定め が優先するものとします。
11. (2)④	④ValueDoor 利用規定第 6 条の規定にかかわらず、契約者には、管理専用 ID および管理専用 ID（副）は付与されないものとします。また、同条(4)の規定にかかわらず、契約者は、当行所定の方法により管理専用 ID または管理専用 ID（副）にて利用者 ID の属性情報の登録および利用者 ID の利用可能なサービスの登録を行うことなくログイン ID を利用することができるものとします。なお、ログイン ID により、本サービスを利用することができるほか、当行所定のログイン ID の利用により新たにログイン ID を登録することおよび既存のログイン ID を削除することができるものとします。	④ValueDoor 利用規定第 6 条の規定にかかわらず、契約者には、管理専用 ID および管理専用 ID（副）は付与されないものとします。また、同条(4)の規定にかかわらず、契約者は、当行所定の方法により管理専用 ID または管理専用 ID（副）にて利用者 ID の属性情報の登録および利用者 ID の利用可能なサービスの登録を行うことなく、ログイン ID にて本サービスのうち当行所定の範囲のものを利用することができるものとします。なお、契約者は、当行所定のログイン ID にて新たにログイン ID を登録することおよび既存のログイン ID を削除することができるものとします。

e 承認サービス（マンション管理組合）＜総合振込利用版＞

管理会社側サービス利用規定 改定内容

	改定前	改定後
11. (2)⑥	—	<p>⑥ValueDoor Web 通帳・Web 帳票サービス利用規定の準用については、以下のとおりとします。</p> <p>ア. ValueDoor Web 通帳・Web 帳票サービス利用規定の各規定にかかわらず、契約者は、本サービスを利用するに当たり、自己名義の口座について ValueDoor Web 通帳・Web 帳票サービス（閲覧サービス、データダウンロードサービス、切替サービスおよび閲覧差止サービス）のいずれも利用することはできません。</p> <p>イ. 契約者は、当行所定の方法により、管理組合から、管理組合の代理人として、ValueDoor Web 通帳・Web 帳票サービスのうち管理組合名義のサービス利用口座（管理組合側サービス利用規定 2.(3)に定義します）（ただし、管理組合が当行所定の方法により指定するものを除きます。以下、「対象口座」といいます）にかかる Web 通帳（普通預金ご利用明細）についての閲覧サービスおよびデータダウンロードサービスのうち当行所定の範囲のもの（以下、「Web 通帳サービス」といいます）を利用する権限を授与された上、当該権限を行使することができます。</p> <p>契約者は、Web 通帳サービスの利用時において、管理組合から当該利用のための権限を適法かつ有効に授与されていることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、Web 通帳サービスを利用している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく</p>

e 承認サービス（マンション管理組合）＜総合振込利用版＞

管理会社側サービス利用規定 改定内容

	改定前	改定後
		<p>適法かつ有効に維持し存続させるものとします。</p> <p>当行は、契約者による Web 通帳サービスの利用が行われた場合には、管理組合による契約者に対する当該利用のための権限の授与が適法かつ有効になされ、かつ、当該授権に基づく契約者の権限が適法かつ有効に維持され存続しているものとみなすことができるものとします。</p> <p>ウ. 契約者が管理組合の代理人として Web 通帳サービスの利用を開始するためには、管理組合において当行所定の手続を行う必要があります。ただし、契約者が当行所定の方法により Web 通帳サービスの利用を開始しない旨の届出を行った場合には、本ウの規定にかかわらず、契約者は Web 通帳サービスを利用できないものとします。</p> <p>エ. 契約者は、管理組合が前記 11.(2)⑥ウの手続を行った場合であっても、対象口座にかかる Web 通帳（普通預金ご利用明細）について閲覧差止サービスを利用することはできないものとします（疑義を避けるために付言しますと、契約者は管理組合による対象口座にかかる Web 通帳（普通預金ご利用明細）についての閲覧およびデータのダウンロードを差し止めることができず、かつ、管理組合も契約者による対象口座にかかる Web 通帳（普通預金ご利用明細）についての閲覧およびデータのダウンロードを差し止めることができません）。また、契約者は、対象口座にかかる Web 通帳（普通預金ご利</p>

e 承認サービス（マンション管理組合）＜総合振込利用版＞

管理会社側サービス利用規定 改定内容

	改定前	改定後
		<p>用明細) についての切替サービスを利用することはできないものとします。</p> <p>オ. ValueDoor Web 通帳・Web 帳票サービス利用規定第 2 条(3)および第 5 条(1)の規定にかかわらず、契約者は、管理組合の代理人として Web 通帳サービスを利用するに当たり、当行所定の方法により契約者のログイン ID のうち当行所定のものについて利用権限を設定することにより、当該ログイン ID にて Web 通帳サービスを利用することができるものとします（疑義を避けるために付言しますと、契約者は、管理組合の代理人として当該ログイン ID にて Web 通帳サービスを利用するに当たり、ValueDoor の管理専用 ID または管理専用 ID（副）にて Web 通帳サービスを利用する利用者 ID 毎に利用権限を設定する必要はありません）。</p>
11. (2)⑦	—	<p>⑦ValueDoor 本人確認情報登録サービス利用規定の準用については、以下のとおりとします。</p> <p>ア. ValueDoor 本人確認情報登録サービス利用規定の各規定にかかわらず、契約者は、本サービスを利用するに当たり、自己名義の口座について ValueDoor 本人確認情報登録サービス（以下、「本人確認情報登録サービス」といいます）を利用することはできません。</p> <p>イ. 契約者は、管理組合が当行所定の方法により対象口座について通帳不発行方式を選択した場合に限り、当行所定の方法により、管理組合から、管理組合の代理人として、対象口座につ</p>

e 承認サービス（マンション管理組合）＜総合振込利用版＞

管理会社側サービス利用規定 改定内容

	改定前	改定後
		<p>いて、当行所定の範囲において本人確認情報登録サービスを利用する権限を授与された上、当該権限を行使することができます。なお、管理組合による本人確認情報登録サービスの利用は、当該管理組合の代理人としての契約者によってのみできるものとします（疑義を避けるために付言しますと、管理組合が本人確認情報登録サービスを利用するに当たり、窓口事務者の登録および変更は、管理組合の代理人としての契約者のみが行うことができるものとします）。契約者は、本人確認情報登録サービスの利用時において、管理組合から当該利用のための権限を適法かつ有効に授与されていることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、本人確認情報登録サービスを利用している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。</p> <p>当行は、契約者による本人確認情報登録サービスの利用が行われた場合には、管理組合による契約者に対する当該利用のための権限の授与が適法かつ有効になされ、かつ、当該授権に基づく契約者の権限が適法かつ有効に維持され存続しているものとみなすことができるものとします。</p> <p>ウ. ValueDoor 本人確認情報登録サービス利用規定第2条(3)および第4条(1)の規定にかかわらず、契約者は、管理組合の代理人として本人確認情報登録サービスを利用するに当たり、</p>

e 承認サービス（マンション管理組合）＜総合振込利用版＞

管理会社側サービス利用規定 改定内容

	改定前	改定後
		<p>契約者のログイン ID のうち当行所定のものにて本人確認情報登録サービスを利用することができるものとします（疑義を避けるために付言しますと、契約者は、管理組合の代理人として当該ログイン ID にて本人確認情報登録サービスを利用するに当たり、当行所定の方法により ValueDoor の管理専用 ID または管理専用 ID（副）にて本人確認情報登録サービスを利用させる利用者 ID 毎に利用権限を設定する必要はありません）。</p> <p>エ. 契約者の担当者は、契約者が管理組合の代理人として本人確認情報登録サービスを利用して窓口手続者を登録または変更するに当たり、事前に、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、当該窓口手続者の登録または変更を行うものとします。契約者の責任者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、契約者の担当者による窓口手続者の登録または変更を確認および確定するものとします。当該契約者の責任者による確認および確定が行われた後、管理組合に対し、当行所定の方法により窓口手続者の登録または変更を行うことについての承認を依頼するための通知が行われます（疑義を避けるために付言しますと、管理組合の代理人としての契約者による窓口手続者の登録または変更にかかる手続は、当該管理組合の理事長が承</p>

e 承認サービス（マンション管理組合）＜総合振込利用版＞

管理会社側サービス利用規定 改定内容

	改定前	改定後
		<p>認することをもって完了するものとし す）。</p> <p>オ. ValueDoor 本人確認情報登録 サービス利用規定第 4 条(2)の規定に かかわらず、契約者は、管理組合の代 理人として本人確認情報登録サービ スを利用するに当たり、ログイン ID の設定 および管理ならびに窓口手続者の本人 確認情報の入力等を適切に実行およ び管理し、かつ、窓口手続者およびその 本人確認情報の登録または変更を自ら の責任で行うものとし（窓口手続 者が行うことができる手続にかかる権限 を有する者を窓口手続者として指名す ること、窓口手続者の本人確認情報を 正しく登録すること、窓口手続者の登録 の削除の必要が生じたときや窓口手続 者の本人確認情報の変動があったとき 等において必要な変更を直ちに行うこ を含まず）。</p> <p>当行は、窓口手続者およびその本人確 認情報の登録が適切になされているこ を前提に、登録された窓口手続者を正 当な権限を有する者とみなし、かつ、登 録された本人確認情報に基づき当行 所定の取引を行うことができるものと します。万一、登録が適切になされてい ない場合であっても、かかる取引は有効な ものとなり、契約者はこれに異議を述べ ることができず、また、当行は、登録が適 切になされていないことにより生じた損害 について責任を負いません。</p>

以 上